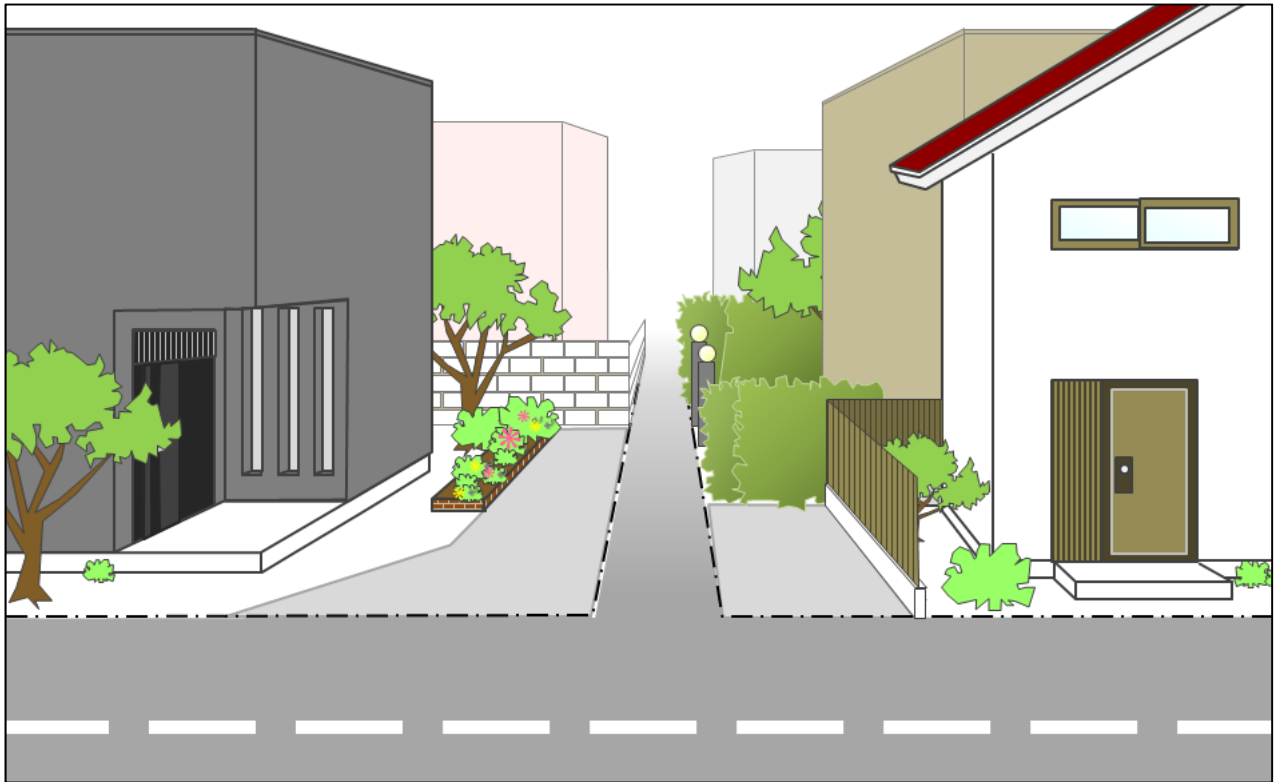


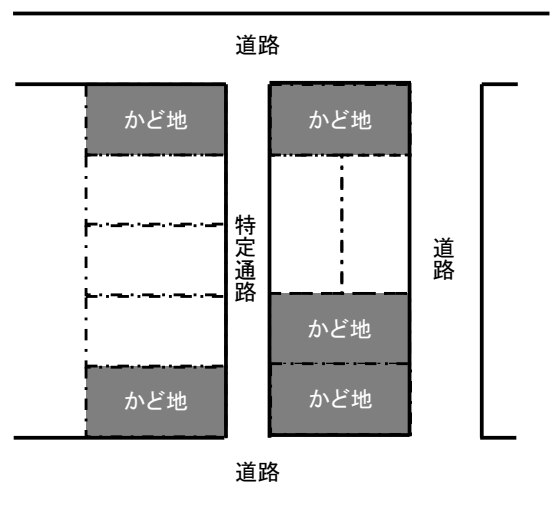
特定通路かど地

拡幅整備支援事業



特定通路（接道許可の対象の道）に接する敷地のうち、建築基準法の道路にも接しているため接道許可を受けなくても建築できる**かど地**については、特定通路を拡幅する義務はありませんが、自主的に拡幅にご協力いただける場合は、舗装整備費等について助成します。

助成金が受けられるかどうか、まずはご相談ください。



助成金の対象敷地

制度の概要

対象者 : 建築主、建物所有者、土地所有者

対象区域 : 市内全域

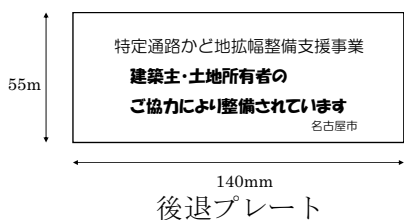
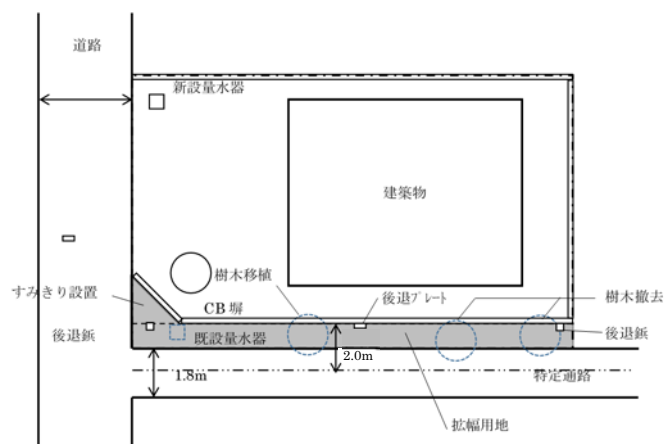
助成範囲 : 特定通路の中心から 2m の範囲で新たに拡幅整備した部分、新たにすみきりを(拡幅用地) 設けた部分 (すみきりを設けなくても、助成金は利用できます。)

注意事項

- ・ 助成を受ける部分が着工済みの場合は助成金を受けられません。
- ・ 拡幅用地については、一般の通行の用に供していただくことになります。
- ・ 拡幅用地については、コンクリートかアスファルトによる舗装と後退プレートと後退鋺の設置が必要です。
- ・ 整備完了後も所有者の方に維持管理していただくことになります。
- ・ 土地の固定資産税、都市計画税を滞納している場合は、制度を利用することができません。
- ・ 2月末までに工事を完了してください。
- ・ 申請者以外に土地を使用する権原を有する方がいる場合は、**承諾書**が必要です。

助成金の例

助成項目	助成額
整備助成金	5,400 円/m ²
通路使用奨励金	10,000 円/m ²
量水器移設助成金	83,500 円/件
汚水ます等移設助成金	35,400 円/件
ガスメーター移設助成金	14,200 円/件
生垣移植助成金	9,100 円/m
樹木移植助成金	1,400 円/本 ～ 14,100 円/本
樹木撤去助成金	900 円/本 ～ 4,400 円/本



お問い合わせ先

名古屋市住宅都市局
建築指導部建築指導課
市役所西庁舎 2階
電話 052-972-2928